

東京都内の墓所事情

1. 東京都内の墓所需給の現状

(1) 都民はお墓を必要としている

墓所⁽¹⁾についての都民の考え方などを調査した、「平成17年度都政モニター調査」⁽²⁾の結果によると、「現在、自分や家族が利用できるお墓をお持ちですか。」との問いに対して、「持っている」とした人59.0%、「もっていない」とした人41.0%であった。

利用できる墓の有無



* 平成18年2月「平成17年度第4回インターネット都政モニターアンケート結果 東京都の霊園」
(回答者数=485)

また、利用できるお墓を「もっていない」と回答した人に、「あなたは現在、お墓を必要としていますか。」と聞いたところ、60.8%の人が「現在あるいは将来必要である」と答えている。

さらに、お墓を求める場合に重視する条件を聞いたところ、「霊園へのアクセス(霊園への距離や交通の利便性)」(76.0%)、「お墓の価格」(71.9%)、「維持管理費」(65.3%)という結果になった。これらから見て分かるように、身近に墓所を求める都民の需要は根強いものがある。

お墓の必要性

調査年度	平成6年度	*1	平成17年度	*2
お墓の必要性について	今すぐ必要	2.6%	現在必要	3.5%
	近い将来必要	25.9%	将来必要	57.3%
	必要なし	16.7%	必要としていない	28.1%
	今はわからない	52.2%	わからない	11.1%
	無回答	2.6%		

*1 平成7年3月 「都市型墓地に関する意識調査」(回答者数=270)

*2 平成18年2月 「平成17年度第4回インターネット都政モニターアンケート結果 東京都の霊園」
(回答者数=199)

お墓を求める場合に重視する点

調査年度	平成 6 年度	* 1	平成 17 年度	* 2
お墓を求める場合に 重視する点 (3 つまで選択)	1 . 距離・交通の便	71.0%	1 . 霊園へのアクセス	76.0%
	2 . 工事費を含めた総費用	44.2%	2 . 墓所の価格	71.9%
	3 . 永代使用料	36.2%	3 . 維持・管理経費	65.3%
	6 . 墓所の管理料	18.1%		
	7 . 維持するための総費用	16.7%		
	4 . 慰霊や管理の信頼性	34.1%		
	8 . 自然環境	16.3%	4 . 霊園の環境	47.1%
			5 . 墓所の形式	14.9%
	9 . 墓所 1 区画の面積	13.8%	6 . 墓所の面積	5.0%
	1 1 . 宗旨の一致	3.6%	7 . 宗派	4.1%
	5 . 特定宗派と関わりがない	26.4%		
	1 0 . 法事等施設の有無	6.9%		
	1 2 . 自分らしさの出せる墓	1.1%		
	1 3 . その他	1.1%	8 . その他	0.8%
		9 . 特にない	0.0%	

* 1 平成 7 年 3 月 「都市型墓地に関する意識調査」(回答者数=276)

* 2 平成 18 年 2 月 「平成 1 7 年度第 4 回インターネット都政モニターアンケート結果 東京都の霊園」
(回答者数=121)

都民の墓所需要について、正確に予測することは容易ではないが、限られた既存のデータを用いて試算 (* 1)を行うと、都内から生じる墓所需要は、現在年間約 2 万基程度であるが、年々増大し 20 年後には約 3 万基程度になると見込まれる。

(* 1) : 墓所需要の推計に広く用いられる大阪府方式による。

(2) 都内における墓所の供給の現状

墓地情報誌などを手がかりに現在供給されている墓所数を試算とすると、東京都内で供給されている墓所は年間 6 千基程度と推計される。

墓所の需要と供給に差があることからしても、東京都内の墓所供給は、都民の墓所需要に十分には応えきれていない状況があり、多くの都民が東京以外の首都圏の民間霊園に墓所を求めたり、遺骨を自宅で所持している状況にある。

2 . 今後の墓所需要の動向

少子化や高齢化など社会経済情勢の変化により、都民の墓所に対する意識と需要に大きな変化が生じている。

(1) 承継を前提としない墓所需要が高まっている

核家族化の進展に加え、少子化や晩婚化・非婚化に見られるように人々の生き方や暮らし方が大きく変わってきた。

これにより、墓所をもっている世帯であっても、承継⁽³⁾する人がいないケー

すがさらに増大すると見込まれる。また、中には子供がいても墓所の承継により負担をかけたくないと考える人もいる。

このようなことから、安心して利用できる承継がいない墓所を求める人が今後増えると予想される。

(2) 都内の墓所需要がより高まると予想される

現在都心部では、高層マンションの供給の増加などにより、都心居住人口が回復している。東京都の予測(*2)によると今後ともこの傾向が進み、23区内の居住人口が増えるとされている。先のアンケートの結果にもあるとおり、都民が墓所に求めるものは、霊園への距離や交通の利便性であり、さらに高齢化の進展により高齢者人口が増えると、より墓参しやすい身近な墓所を求める傾向が強まり、都内の墓所需要がより高まることが予想される。

(*2) 東京都総務局統計部、「東京都区市町村別人口の予測 - 概要 - 」(平成19年3月)

(3) 妥当な価格設定の墓所の需要は根強い

平成6年度の「都市型墓地に関する意識調査」⁽⁴⁾で、お墓を求める場合に重視する点を聞いたところ、2位はお墓にかかる費用であった。また、平成17年度のアンケートでも、2位はお墓の価格であり、都民は変わらず低廉な墓所を望んでいることが伺える。さらに都立霊園に限って言えば、平成19年度の一般墓地⁽⁵⁾の応募状況は、多磨霊園で、1箇所5.65~6.00㎡で約350万円の墓所が応募倍率4.7倍なのに対し、1.75~2.00㎡で約100万円の墓所は16.3倍であり、面積は小さくてもよいから低廉な墓所をもとめる傾向があることがうかがえる。 <次ページコラム参照>

(4) 集合墓地は都民に受け入れられている

東京都では平成5年度から集合墓地⁽⁶⁾を供給しており、現在多くの都民に利用されている。この集合墓地は限られた土地を有効活用し、多くの遺骨を埋蔵できる施設として整備されたものであるが、現在では都立霊園応募者のうち約4割はこの集合墓地の応募者である。

居住地に近く、価格が比較的低廉であることなどから、本来ならば平面墓地⁽⁷⁾を求めてはいるが、次善の選択肢として集合墓地を選択する都民が増えてきた結果だと思われる。

(5) 自然に還りたいという志向が高まっている

死後は自然に還りたい、遺骨や遺灰を自然に還したいという墓所利用者の志向から、近年、「樹木葬」などの新しい形の墓所が利用されるようになってきた。

これらの墓所は、墓石を墓碑とし骨壺をカロート⁽⁸⁾に納める従来の墓所とは異なり、新たな形式の墓所として話題となっている。

このような自然に還りたいという志向の背景には、承継不要な墓所への需要の高まりをはじめとする、墓所に関する都民意識の変化や、それに伴う様々なニーズの多様化があるものと考えられる。

都立霊園における墓所使用にかかる経費比較（多磨霊園の事例）

平面墓地と集合墓地の使用にかかる経費を比較すると、一般墓地の場合、平均的な墓所面積を4㎡とすると、使用料だけで250万円かかり、別途、墓石代金等は石材店に支払う必要があるが、永代にわたり使用することができる。一般墓地と同じ平面墓所形態である壁型墓地は、墓石代金等は不要で158万円で永代にわたり使用できるため、一般墓地よりは割安である。

集合墓地についてみると、長期収蔵施設は、1体当たりに直すと10万円ほどになるが30年の期限があり、更新するときには再度、使用料が発生する。合葬式墓地は一定期間保管で9万5千円であり、直接共同埋蔵ならば5万3千円である。合葬式墓地は、毎年の管理料も不要であることから、平面墓地や長期収蔵施設と比較して安価な墓所であると言える。

墓所種別		使用料	管理料	備考
平面墓地	一般墓地	625,000 円/㎡	570 円/㎡/年	墓石代別途
	壁型墓地	1,580,000 円/箇所	3,100 円/箇所/年	1.5 ㎡相当/箇所
集合墓地	長期収蔵施設	457,000 円/ 箇所・4 体用	4,490 円/箇所/年	期間 30 年(更新可)
	合葬式墓地	95,000 円/ 箇所・1 体用	-	一定期間(20年)保管の後に合祀
		53,000 円/ 箇所・1 体用	-	最初から合祀

都立霊園における墓所供給について

1. 都立霊園の役割

(1) 都立霊園のこれまでの取り組み

過去 20 年間で様々な取り組み

都立霊園のあり方に関しては、下記のとおり調査会、審議会等で検討しており、新たな墓所の供給や、管理方法を検討してきた。

過去の調査会、審議会の答申の主な内容

<p>霊園問題調査会 (S61.7～S63.3)</p>	<p>【墓地の理念】 ・墓地はそれぞれの時代の住民の考え方や地域社会の認識を反映するものとして対応していかなければならないものであろう。 【墓地行政のあり方（制度・管理面から見たあり方）】 ・墓地行政は人間尊重の考え方と平等の原則を基礎として行なわなければならない。 ・将来において無縁化が予想される人達の要望に応えられるよう努力する必要がある。 ・公営霊園が率先して新しい慰霊形態を検討することによって、新しい墓地の形態に対する需要を喚起し、先導又は誘導することが強く要望される。 ・公営霊園においては、公共的財産（土地）を個人が永久的に独占して使用することがよいのかという観点から、使用期間の有期限化が検討されなければならない。 ・無縁墳墓の取り扱いは、実効性について乏しい面があるので、手続きの簡素化に向けて国に対し見直しを要望する必要がある。 【墓地行政のあり方（計画面から見たあり方）】 ・緊急に墓地を必要としている都民の要求に、とりあえず対応するという短期的対策と、将来に渡って増大すると予想される都民の墓地需要に応えていくという長期的対策とが必要である。 ・既存霊園の活用、新しい墓地計画のいずれについても都民の強い需要に応じて、なるべく早い時期に建設に着手することが望ましい。 ・新霊園の墓地型式は、立体墓地、壁面墓地、芝生式墓地（墓石型、プレート型）などをいろいろと取り入れるべきである。 ・樹木や草花を配し、明るいイメージのもと、桜の木に囲まれて眠るという花壇式なり植込み式の「新集合平面墓地」についても検討する必要がある。 ・既存霊園は、居住地に近いお墓を求める傾向が強いことから見ても、立体化、集約化を含めた効率的利用を進めるべきである。 ・多様化している都民の墓地に対する意識を背景に、都民に受け入れられやすい新しい慰霊形態を考察してゆく必要がある。</p>
<p>新霊園等 構想委員会 (S63.9～H2.4)</p>	<p>【新霊園全体方針（基本的な考え方）】 ・霊園は、静寂、荘厳、美的でなければならない。 ・墓所に等級や格差が生じないよう配慮しながら、量的な拡充に努める。 ・土地の効率的利用という観点から、新しい形式に対する需要を喚起する。 ・有期限化など、管理形態面からの検討も合わせて行なうものとする。 ・都民が利用しやすい金額で墓地を供給していく必要がある。 【新形式墓地・納骨堂の検討】 ・限られた土地を有効に利用し、供給量を増やしていく観点から、新しい墓地型式の検討が必要である。 （壁墓地、芝生プレート墓地、新集合平面墓地）</p>

<p>霊園管理問題等 検討委員会 (H6.3~H9.3)</p>	<p>〔都立霊園の役割〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他に公営霊園や寺院墓地を含む民間霊園とともに、それぞれの特色を生かし、都民のさまざまな墓地需要にこたえていく必要がある。 ・他の霊園の範となる新形式の墓地をつくり、墓地の供給につとめながら、環境面でもすぐれた霊園として整備していくべきである。 ・都立霊園は、都民誰もが使える資産として良好に管理し、都民が受けるサービスに対応するように適正な受益者負担を求めるべきである。 <p>〔墓地需要の多様化への対応〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・承継者のいない人たちのお墓に対する不安を解消することは、行政の重要な責務であり、こうした要請にこたえる新たな施設として合葬式墓地が考えられる。 ・散骨については、将来、法律その他諸条件の整備を待って、実施の方策について、検討すべきである。 <p>〔都立霊園の管理〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「使用許可を得て都立霊園を墓地として利用する権利」は、従来の「墓地使用权」の概念にとらわれるべきではないと考える。 ・承継者の範囲については、譲渡、転貸を禁止していることや、3親等以内の親族が承継者の99%を占めている実態を考慮し、実際に即した対応を検討する必要がある。 ・改葬手続きについては、厚生省で簡素化の検討をすすめていると伝えられており、その進展に大いに期待したい。 ・身寄りのない都民にとって、自分が入る墓地を生前に確保したいという要望は切実であり、合葬式墓地を供給する場合は、生前申込を認める必要がある。 <p>〔適正な使用料及び管理料〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都立霊園の料金は民間霊園と比べ低い水準にあるので、民間霊園を希望する人との均衡を失しないよう、現行料金を見直す必要がある。 ・料金の算定においては、「原価主義の原則」「受益者負担の原則」「比較衡量の原則」に基づき行なうべき。 <p>〔既存霊園の整備及び活用〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区部霊園は、将来、一定面積の空地が確保できた時点で、立体集約化をはかり、段階的にオープンスペースとしての各種機能を充実させていくことがのぞましい。霊園と公園が共存する場所として活用できるようにすることが望ましい ・区部霊園で検討された新しい霊園整備の考え方は、郊外霊園の整備と活用についても反映すべきである。 <p>〔新霊園計画への提言〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新霊園の構想は「東京都霊園問題調査会」及び「東京都新霊園等構想委員会」の提言に基づいて育まれてきたが、都においては、厳しい財政状況にあると聞いている。こうした状況も踏まえつつ、生活都市東京にふさわしい新霊園の実現に向け努力することを期待する。
<p>公園審議会 「区部霊園の再生 について」 (H14.5~H14.12)</p>	<p>〔区部霊園の管理〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区部霊園における自然資源や、歴史的な人文資源は良好に保全していく必要がある。 ・霊園であったからこそ残された財産に、公園的な憩いと安らぎの機能を加えることにより、お互いの機能を相乗的に高めていくことが求められる。 ・改葬骨の受け皿として、合葬式墓地のような施設を設ける必要がある。 ・再生テーマは以下のとおりである。 「青山霊園 - 歴史の森、時の流れが積み重なる空間 - 」
<p>「谷中霊園再生の あり方について」 (H16.12~H17.5)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・再生テーマは以下のとおりである。 「谷中霊園 - 寺町の風情と緑陰に包まれ、まちの歴史を育む空間 - 」

都立霊園では、昭和 63 年度から平成 19 年度までの 20 年間に、一般墓地、芝生墓地⁽⁹⁾、壁型墓地⁽¹⁰⁾の平面墓地が供給されてきた。また、集合墓地では、長期収蔵施設⁽¹¹⁾や合葬式墓地⁽¹²⁾、立体式墓地⁽¹³⁾が供給されてきた。

これにより使用者数は約 2 万人、遺骨の埋蔵数は約 25 万體増加し、現在では使用者数約 26 万人、埋蔵者数約 118 万體となっている。

施設種別ごとの供給数

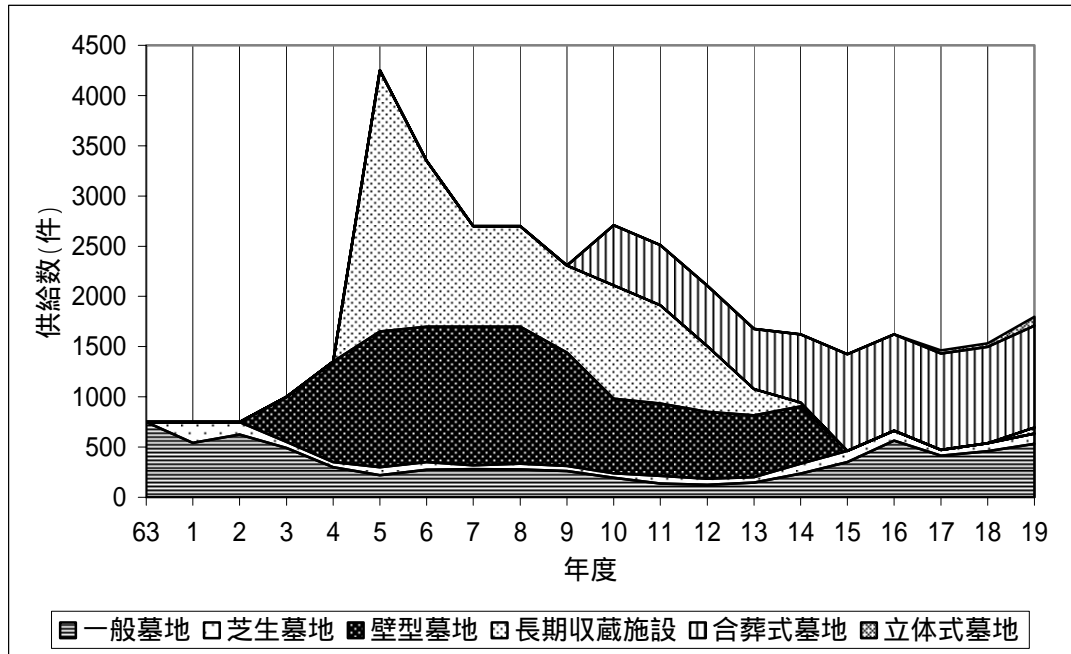
施設種別		S63～H9 (10年間)	H10～H19 (10年間)	S63～H19 <20年間>
平面墓地	一般墓地	4,020	3,163	7,183
	芝生墓地	747	783	1,530
	壁型墓地	8,025	3,311	11,336
小計		12,792	7,257	20,049
集合墓地	長期収蔵施設	7,115	3,119	10,234
	合葬式墓地	0	7,932	7,932
	立体式墓地	0	158	158
小計		7,115	11,209	18,324
合計		19,907	18,466	38,373

* 東京都資料

その間の都立霊園での供給状況を見ると、八王子霊園で芝生墓地の新規供給が昭和 62 年度に終了して以来、空き墓所の再貸付のみが行なわれてきた。その後、増大する墓所需要に応える形で、土地を有効利用する型式の壁型墓地を平成 3 年度より新規供給し、平成 14 年度の終了までに 12 年間で約 1 万 1 千基の供給が行われてきた。更には平成 5 年度には、大型の納骨堂である長期収蔵施設を建設し、平成 5 年度から平成 14 年度までの 10 年間で約 1 万基の供給が行われてきた。

現在では、空き墓所の再貸付を行うと同時に、合葬式墓地や区部霊園再生事業で供給している立体式墓地等、最終的に共同合祀を行う、承継不要な墓所が供給の中心となってきている。

都立霊園施設種別供給数の推移



* 東京都資料



一般墓地(青山霊園)



芝生墓地(小平霊園)



壁型墓地 (多磨霊園)



長期収蔵施設(多磨霊園みたま堂)



合葬式墓地(多磨霊園)



立体式墓地(青山霊園)

合葬式墓地の供給

合葬式墓地について見ると、平成9年3月の東京都霊園管理問題等検討委員会の答申において「都立霊園に合葬式墓地を設けるべきである」との提言がなされた。これを受けて整備された都立霊園の合葬式墓地の供給状況は、平成10年度から5年間、小平霊園において約3,000体分、15年度から5年間、多磨霊園において約4,800体分供給（平成19年8月14日現在）された。現在は3基目を小平霊園に建設中であり、平成20年度より供給を開始する予定である。

合葬式墓地は、施設内に遺骨を骨壺で埋蔵する部分と、合祀用のカロート部分とがあり、使用者は、20年間骨壺で保管したのち合祀用のカロートに合祀するか、または、最初から合祀用のカロートに合祀するかを選択することができる。個人あるいは夫婦単位で受け付け、生前でも申し込むことができる。

長期収蔵施設に続く合葬式墓地の供給により、比較的小さな面積で多くの遺骨が埋蔵できるようになり、都立霊園を使用したいというニーズにより応えられるようになってきた。

空き墓所、返還墓所を確保するための取り組み

東京都霊園条例では、墓所の使用者が管理料を5年間納めない場合は、使用許可を取り消すことができるとされ、これらの墓所を対象に、「墓地、埋葬等に関する法律施行規則」(昭和23年厚生省令第24号)の規定による改葬手続などを経て、無縁墓所⁽¹⁴⁾として整理が行われてきた。しかしながら、同規則に定める手続が煩雑であったため、無縁墓所の整理が必ずしも進んでいなかった。その後、平成11年に同規則の一部改正により、改葬手続が簡素化されたことから、都立霊園においても、計画的に無縁墓所の整理が行われ、再貸付け可能な土地が確保されてきている。

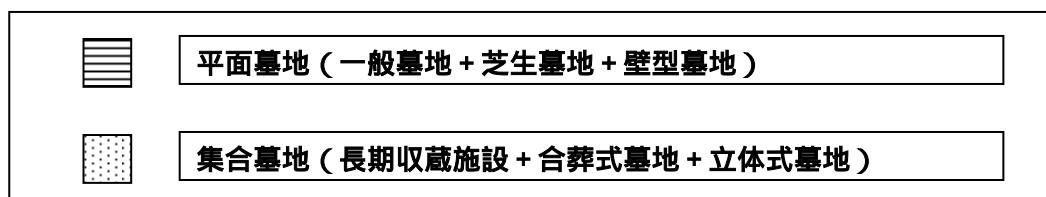
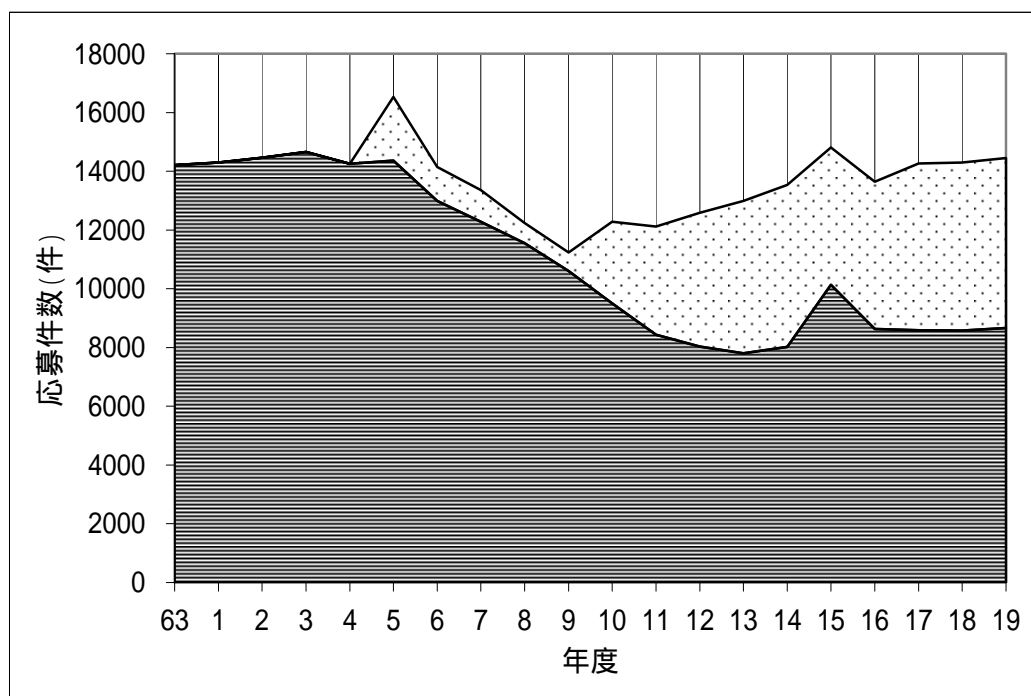
また、区部霊園では、将来の公園化を目指して昭和30年代半ば以降は空き墓所の再貸付が停止されてきたが、平成14年12月の東京都公園審議会答申「区部霊園の管理について」を契機に、霊園内の自然資源、人文資源を保全・活用し、霊園と公園が共存する空間として再生を図ることとされた。これを受け、平成15年度より青山霊園で、平成19年度より谷中霊園で空き墓所の再貸付が開始され、区部霊園でも墓所を供給する取り組みを始めている。

さらに、平成15年度に多磨霊園に合葬式墓地が整備されたことに伴い、新たに施設変更の制度が創設された。この制度は、承継者のいない都立霊園の墓所使用者からの申出により、現に使用している平面墓地から合葬式墓地に変更することができるとするものである。この制度により、平面墓地の返還が促進され、再貸付け可能な土地が確保されてきている。

(2) 都立霊園の供給と応募状況

都立霊園全体について見ると、都立霊園の応募者は、公募する施設形態の変化及び供給数の増減にかかわらず20年間継続して1万4千件前後である。こうした状況から、都立霊園を希望する人は、継続的に応募する人も含め、一定数がコンスタントに存在すると思われる。

都立霊園施設種別応募数の推移（過去 20 年）



* 東京都資料

平面墓地について見ると、当初は平面墓地しか供給していなかったため、1万4千件前後の応募があったが、集合墓地の供給開始以降、応募者は減少してきている。近年は、継続して約9千件の応募があり10倍以上の倍率となっている。

集合墓地について見ると、特に平成10年に合葬式墓地の供給を開始して以降、応募者数が増加している。近年は、継続して約5千件の応募があり、倍率は6倍程度である。

したがって、近年では、都立霊園の希望者の約40%が集合墓地の応募者となっており、集合型の墓地は、漸次、都民に受け入れられてきているように思われる。今後とも美しく、荘厳な合葬式墓地等の集合墓地を身近に数多く供給していくことが、供給数が限られる平面墓地に代わる受け皿となりうるものと期待される。

(3) 都立霊園の役割

多くの都民が安心して利用できる墓所の提供

都立霊園の今後の墓所供給にあたっては、墓所を求める都民のニーズにできる限り応えていく必要がある。

近年の応募状況を見ると、6割の人が平面墓地を希望しており、平面墓地の需要は高い。しかしながら、都民が望む交通アクセスの良いところに新規霊園を造成するのは土地の確保の面で難しく、既存霊園においても、空き墓所の確保等敷地面で限界がある。また、都立霊園の応募状況を見ると集合墓地の応募者が全体の4割を超えている。こうしたことから、今後の墓所供給に際しては、集合墓地の供給を中心として施策を展開していくことが有効である。

また、今後の墓所の整備にあたっては、都民の自然に還りたいという志向も考慮すると、それに対応する新たな形式の集合墓地の導入も検討していく必要がある。

都立霊園がつくられた歴史的経緯の尊重と自然的・文化的資産の活用

都立霊園は、明治初期から神葬墓地として開設した区部霊園と、その後大正から昭和にかけて公園墓地として開設していった郊外霊園があり、それぞれ古い歴史を持つ。これらは、墓地として機能しているのみならず、都民の貴重な緑として安らぎの場を提供している。さらには、長年育んできた、巨樹や著名人墓所などの自然的・文化的資産も数多く存在する。今後墓所を供給していくにあたっては、これらの資産を大切に扱い、都立霊園としての魅力をさらに高めるよう努める必要がある。

都市の緑地としての存在に応える整備と管理

都立霊園は、故人を慰霊し追憶する静寂な場としてのみではなく、緑のオープンスペースとして都民に快適で安らぐことのできる空間を提供してきた。今後も、新しい墓所を供給するにあたっては、霊園の備えるべきこれらの機能や雰囲気や壊すことなく、都民へ安らぎを与え、憩える空間として整備していく必要がある。また、維持管理においては、墓所使用者のみならず、一般来園者が安心して快適に利用できるよう、良好な状態を保つ必要がある。

2. 今後の墓所供給の方向

(1) 集合墓地の供給

今後の墓所供給の考え方として、社会情勢の変化に対応しながら、都民に多くの安心できる墓所を提供していくことが必要である。そして、都立霊園の墓所需給の現実を考慮すれば、多くの需要に応えるためには、既存の霊園を更

有効活用して、合葬式墓地や立体式墓地等の集合墓地の供給を中心に取り組んでいく必要がある。

集合墓地の多くは、使用者にとって将来管理の必要がないことから、子どものいない人や身寄りのない人でも安心して利用でき、また、「親族に管理の負担をかけたくない」という都民の要望にも応えられる施設である。合葬式墓地の使用希望について、平成6年度と平成17年度のアンケート結果は以下の表のとおりである。

合葬式墓地の使用希望

調査年度	平成6年度	*1	平成17年度	*2
合葬式墓地の使用希望について	使用したい	11.1%	積極的に利用したい	11.5%
			利用もやむを得ない	46.6%
	関心がある	38.6%		
	使用したくない	26.0%	利用するつもりはない	36.5%
	わからない	23.6%	その他	5.4%
	無回答	0.7%		

*1 平成7年3月 「都市型墓地に関する意識調査」(回答者数=669)

*2 平成18年2月 「平成17年度第4回インターネット都政モニターアンケート結果東京都の霊園」(回答者数=485)

都立霊園では、平成10年度に初めて小平霊園に供給した合葬式墓地は、募集期間中4～8倍の応募倍率が示すとおり、多くの都民に受け入れられるようになった。合葬式墓地は、応募が伸びてきており、今後も需要を的確に把握し、より多くの人に積極的に利用されるように整備していく必要がある。

(2) 平面墓地の供給

平面墓地を供給するためには、返還墓所等の限られた土地を有効に活用するための工夫が必要となってくる。

平面墓地の再貸付けの促進

都立霊園においては、都民共有の財産である墓所を公平かつ効率的に利用する観点から、墓所の再貸付けを促進し、循環利用を図っていくべきである。平面墓地の再貸付けを促進するためには、無縁墓所整理をより一層促進するとともに、分割可能な規模の墓所が返還された場合には分割して貸し付ける。

小区画修景墓地

土地を有効に活用する手立てとして、貸付ける墓所自体を小区画化するような工夫も検討する必要がある。

ただし、霊園は故人を慰霊し追憶するところであると同時に、緑のオープンスペースとして都民に安らぎの場を与える空間でもあり、墓所のデザインや大

きさ、並び等もその構成要素1つであることを考えると、現在の空き墓所を、ただ小区画化して貸付けるのみでは、霊園の良好な景観を壊してしまう可能性がある。小区画修景墓地の検討にあたっては、周辺墓所の景観とも調和する、修景的にまとまりのある空間を形成することに配慮する必要がある。

(3) 自然に還りたいという思いに応える新たな墓所の供給

樹林墓地、樹木墓地

樹林墓地、樹木墓地の都立霊園への導入

墓地に対する価値観の多様化が進み、死後は自然に還りたいという思いから、シンボルとして樹木を植栽し、遺骨や遺灰を樹の根元に埋蔵する、「樹木葬」という形をとる墓所が注目されるようになってきた。

現在、実施されている「樹木葬」の事例の特徴として、墓所としての集約性ととも、都市における良好な緑の形成に役立つなど、環境保全に寄与する側面を有することも認められる。景観的にもすぐれ、人々に安らぎをあたえるこの墓所形態は、都立霊園への導入が期待される墓所形態である。

なお、都立霊園に導入する場合は、霊園に潤いをもたらすよう、樹林や樹木をシンボルとして活用し、都民が心安らぎ、新たな慰霊の空間となる樹林墓地、樹木墓地を採用することが望ましい。

導入に当たっての留意点

ア．周辺住民の感情への配慮

新たに提案する樹林墓地、樹木墓地は多数の遺骨を集中的に土中に埋蔵することになる。遺骨の主成分はリン酸カルシウムであり、有害物質は含まないといわれているが、周辺住民の感情を考慮し、霊園内における設置位置に十分な配慮が必要である。

イ．遺骨が土に還る期間の調査検討

樹林墓地、樹木墓地において、遺骨を土中に埋蔵する場合、遺骨がどのくらいで土に還るかを想定しておく必要がある。

遺骨の主成分はリン酸カルシウムであり、弱酸性土壌が多い日本の土壌条件下では、最終的には土に還るといわれており、土に還った後には墓所の再利用が可能である。

遺骨が土に還る期間や方法等については引き続き十分な調査、検討が必要である。

ウ．厳かな雰囲気と良好な緑を保つ質の高い管理

樹林墓地、樹木墓地は自然の中、安らかな雰囲気のもとで埋蔵する新たな墓所形態である。そのためには、常に厳かな雰囲気と良好な緑が保てるよう質の

高い管理を行っていく必要がある。

「樹木葬」という形をとる墓所の事例

「樹木葬」は、岩手県一関市にある寺院において1999年に日本で初めて導入されたといわれている。ここでは里山の林の中に、ヤマツツジなど花の咲く低木を墓標として植栽し、その根元に遺骨を直接埋蔵する形式で、遺族が承継しない場合も33年間は他の遺骨を埋蔵しないシステムをとっている。

また、町田市・いずみ浄苑の桜葬墓地は、芝生面の中にシンボルとして共有の桜を植え、地中に遺骨を直接埋蔵し土に還す樹木葬である。

この他、寺院やNPOなどが連携し、民間墓地を主体に普及しつつあり、シンボルとする樹木や、埋蔵の方法は様々である。

・今後の墓所供給にあたっての具体的取り組み

1．合葬式墓地など集合墓地の増設

合葬式墓地の応募倍率は、現在 6 倍程度となっているが、今後、需要を的確に把握し、より多くの人々が利用できるような供給していくべきである。

合葬式墓地は、現在小平霊園に 3 基目を建設中であるが、さらに 1 基を増設し、合計 4 基とすることにより、毎年安定的な供給が可能となる。

また、合葬式墓地に合祀する場合は、希望に応じ、家族、縁者が同じ合葬式墓地に入れるよう検討すべきである。

現在青山霊園で供給されている立体式墓地（小型の合葬式墓地）は、既存霊園内における無縁改葬や墓所移転により生まれた土地を有効に利用することができるため、今後、区部霊園⁽¹⁵⁾のみならず郊外霊園⁽¹⁶⁾へも展開を図るべきである。

集合墓地は、ひとつの墓所を大勢の人が利用することから、常時参拝者が絶えず、施設も大きくなるため、周辺の景観に調和したものにすることが必要である。また、管理においても、常に静寂荘厳で、美しさを保つとともに、献花式を行なう等の配慮も必要である。

2．平面墓地供給の具体的取り組み

(1) 平面墓地の再貸付け

既存霊園における平面墓地は依然として人気が高く、平面墓地の貸付けが適切であるところでは、平面墓地の再貸付けを続けていくべきである。積極的に無縁墓所の整理を促進するほか、分割可能な墓所については区画を分割して供給数の確保に努め、現在の供給水準を維持する必要がある。ただし、無縁墓所の整理等によりまとまった区画の土地が生じた場合については、平面墓地の供給数を踏まえながら、その広さ、位置、周辺状況等を勘案し、新たなタイプの墓所の導入場所としての活用も検討していく必要がある。

(2) 小区画修景墓地の導入

この墓地は、一墓所ごとの区画を小さくする一方、墓碑、植栽については統一した修景を施し、全体として美しい景観を保つよう計画された墓所である。

小区画修景墓地の整備にあたっては、墓所移転等により空き墓所を集約し、一定規模以上の敷地を確保する。植栽や同一形状の墓石は東京都が設置する。これにより景観的に統一感が保たれるとともに、都市の緑地として、霊園の静かで美しい雰囲気と緑の量の両方を確保することができるであろう。

この墓地は、一般墓地と比べ、一墓所あたりの必要面積が少なく、墓石も小

型であるため、比較的安価で供給することができる。

小区画修景墓地の整備に当たっては、墓碑の前に立ち、拝むという一般的な利用姿勢を考慮して、適当な園路幅や墓所の間口を確保することが必要となる。また、修景のための植栽地や園路、広場は、共用のスペースとして設けるが、植栽地には、墓参者の気持ちを和ませる季節の草花や低木を用いた修景を行い、潤いのある墓所の雰囲気を作り出すことが重要である。



小区画修景墓地のイメージ

3．自然に還りたいという思いに応える新たな墓所の提案

(1) 樹林墓地

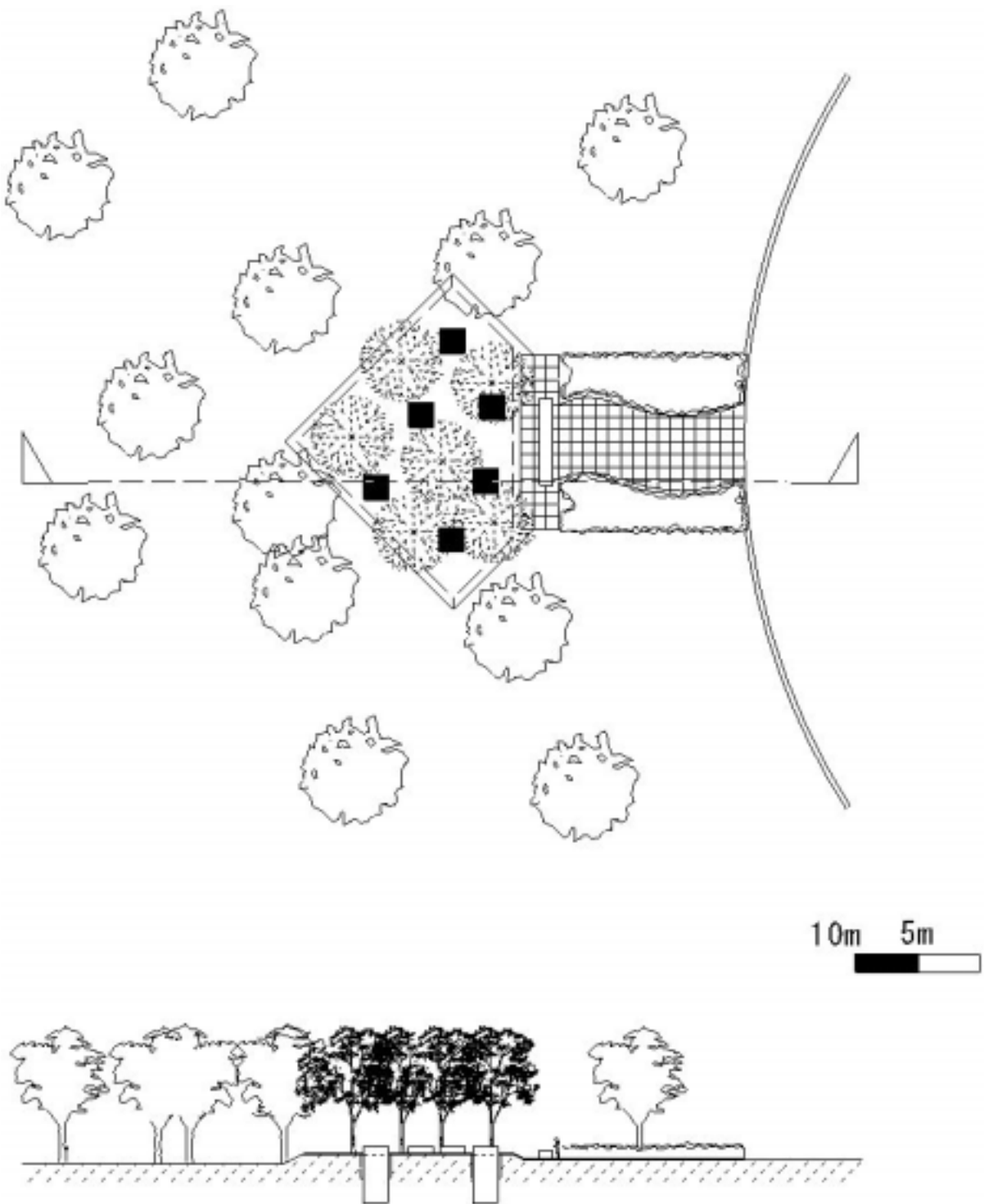
樹林墓地は、樹林の中に設けられた納骨施設に遺骨を合わせて埋蔵するもので、土にふれることで遺骨が土に還るタイプの集合墓地である。

埋蔵場所は、敷地の状況に応じて数や形状を検討し、必要に応じて、埋蔵位置がわかるように工夫すべきである。樹林墓地の整備にあたっては、死後は明るく美しい樹林の下に埋蔵されるというイメージが自然にかもし出されるような空間づくりが必要である。

この施設では、周辺に影響を及ぼさないよう、霊園内での設置位置を検討する必要がある。また、地下水位を調査し、埋蔵の深さ、構造等を検討する必要がある。



樹林墓地のイメージ



樹林墓地 平面図・断面図

(2) 樹木墓地

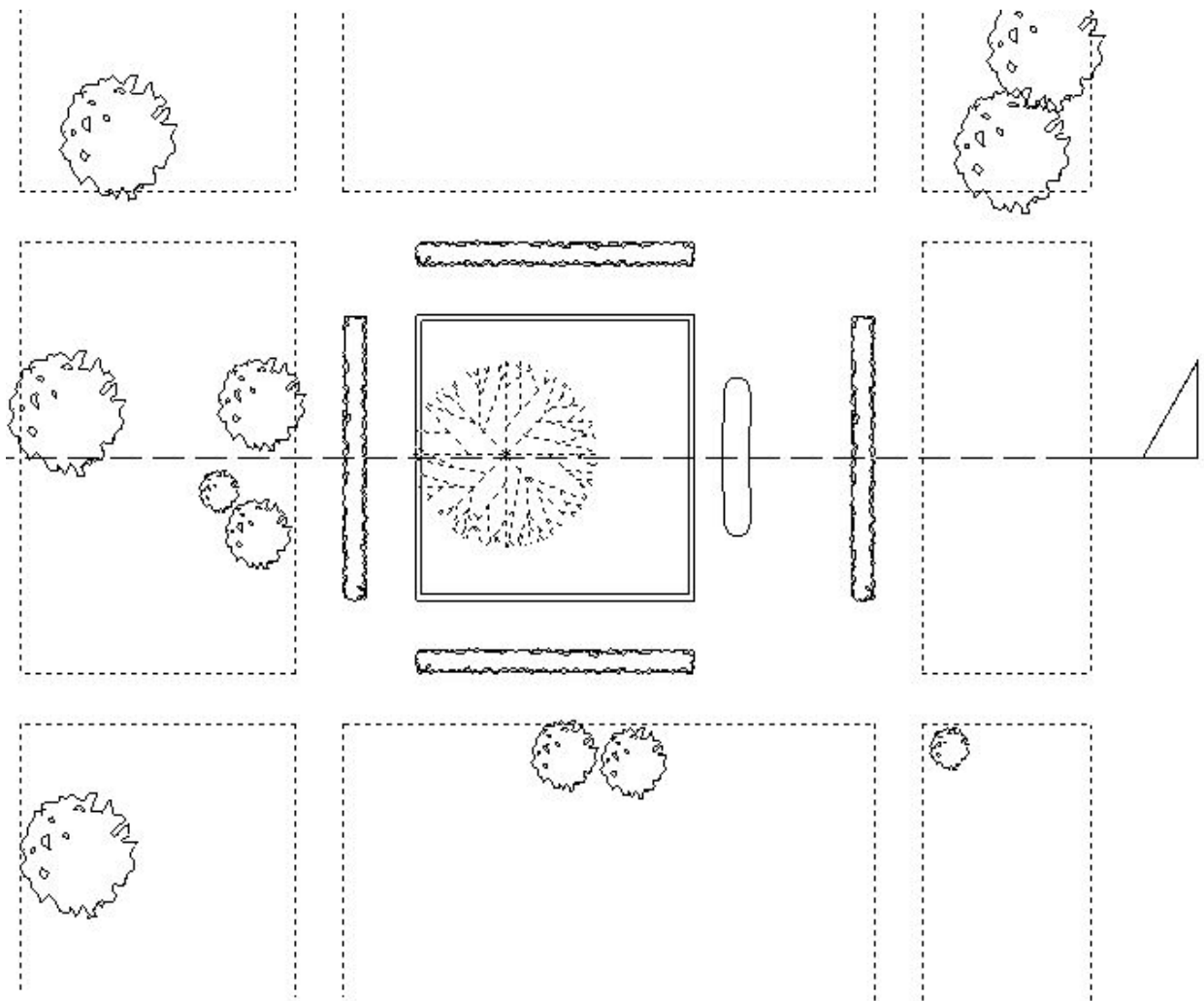
樹木墓地は遺骨を土中に個々に埋蔵し、土にふれることで遺骨が土に還るタイプの墓所である。墓所エリアにはシンボルとして樹木を植栽し、地表面は芝生等で修景する。

また樹木墓地は、遺骨が土に還った後は、その場所を再貸付けすることを前提とする。

樹木墓地も樹林墓地と同様に周辺に影響を及ぼさないよう、霊園内での設置位置を検討する必要がある。また芝、植栽等の良好な維持管理の方法を検討する必要がある。



樹木墓地のイメージ



樹木墓地 平面図・断面図

都立霊園における今後の墓所管理

1. 墓所管理の現状と課題

都立霊園では、これまで無縁墓所の整理による墓所の再貸付けや合葬式墓地の供給が行われるなど、墓所の供給数を確保するための取り組みがなされてきたが、その現状について見ると、以下のような課題がある。

また、清掃や草刈などの維持管理は、毎年度、墓所の使用者から徴収する管理料をもとに行われているが、その現状についても、以下のような課題がある。

(1) 無縁墓所の整理

現在、都立霊園では、納骨堂⁽¹⁷⁾である収蔵施設については使用期間を設定しているが、一般墓地等については永代使用を前提としているため、使用期間を設定していない。これは、従来、墓所を使用する権利は、遺体や遺骨が葬られている土地に“固着性”を有していると考えられ、また、“家”の不滅性を重んじて、墓所は“永代使用”であると考えられてきたことによるものである。

平成9年3月の東京都霊園管理問題等検討委員会の答申では、「公の財産の公平かつ効率的な利用」という観点から、「原則として、すべての都立霊園について永代使用を廃し、使用期間を設定して、墓地を循環利用することが可能となるようにしていくことが望ましい」とされた。

その後、平成11年の「墓地、埋葬等に関する法律施行規則」(昭和23年厚生省令第24号)の一部改正により、無縁墓所の改葬手続が簡素化されたことから、墓所の使用期間を設定しなくても、墓所の循環利用が図りやすくなった。

上記の規則改正を受けて、都では、一般墓地等について、平成12年度から計画的に無縁墓所の整理に取り組んでおり、整理された墓所の再貸付けが行われるなど、一定の成果が認められる。しかしながら、これまでの取り組みにもかかわらず、管理料の滞納状況などから見て、現在でも、墓所の承継がなされていない無縁墓所が相当数存在し、また、今後も新たな無縁墓所が発生すると推測される。

(2) 合葬式墓地での募集枠

現在、合葬式墓地の公募に当たっては、申込遺骨の数に応じて1体用及び2体用がそれぞれ募集されている。このうち、2体用の募集枠については、

夫婦であることを申込資格としており、夫婦以外による申込みは認められていない。

しかしながら、これまでも合葬式墓地の募集に当たっては、都民から親子、兄弟などによる申込みを認めてほしいとの要望が寄せられており、こうした要望に応えられていない。

(3) 都立霊園の維持管理と管理料

都立霊園においては、都が使用者個人に貸し付けている墓所を除き、園路や緑地・広場など共用する部分（以下「共用施設」という。）について、都が清掃や除草などの維持管理を行うこととされている。

共用施設の維持管理の現状について見ると、雑草やごみの処理などに関する多くの要望が墓所の使用者等から寄せられている。共用施設の維持管理は、一定の水準を満たしているものの、必ずしも使用者等の期待に応えられていない状況となっている。こうした状況は、都の財政状況の悪化に伴い、長期的に維持管理経費が削減され続けてきたことがその一因であると考えられる。

共用施設の維持管理に要する経費は、受益者負担の原則により、毎年度、都が墓所の使用者から管理料として徴収している。

管理料は、共用施設の維持管理経費や人件費などの決算額を基に、原価計算方式で算定しているため、共用施設の維持管理経費が増減すれば、管理料の額も増減する仕組みとなっている。

2. 東京都が目指すべき今後の墓所管理のあり方

都立霊園は、都民誰もが使いやすい墓所として、今後とも、都民の新たなニーズを踏まえた公平なサービスを提供していくべきである。また、都立霊園は、緑豊かで美しいオープンスペース機能を有する貴重な都市空間として、都市の緑地の役割も果たしており、墓参者だけでなく、一般都民もいつでも良好な状態で利用することができるよう維持管理を行っていくべきである。また、園内の植栽や清掃などについて、ボランティアとの協働をより一層進めていく必要がある。

(1) 無縁墓所整理の促進

都民共有の財産である墓所を公平かつ効率的に利用する観点から、無縁墓所整理をより一層促進し、循環利用による墓所の供給を拡大していくことが望ましい。また、無縁墓所整理の促進を図るため、執行体制の強化についても検討することが必要である。

(2) 合葬式墓地での柔軟な募集枠の設定

親子、兄弟などによる申込みを認めてほしいとの都民のニーズに応えるため、申込資格を拡大し、夫婦以外の募集枠や 2 体以上の募集枠を設定することが望ましい。

なお、募集枠を拡大するに当たっては、合葬式墓地のこれまでの応募倍率が平均で 6 倍程度という高い状況を踏まえ、今後の応募倍率の動向に十分配慮しながら実施していく必要がある。

(3) 都民のニーズに応える管理水準の設定

霊園は、亡くなった人々を追憶し、心安らげる場所として、清潔で美しい環境や荘厳な雰囲気を持することが求められる。このため、都は、共用施設の維持管理を適切に行い、常に良好な墓参の場を提供していく責務がある。しかしながら、共用施設の維持管理が墓所の利用者等のニーズに十分に抑えられているとは言えない状況であることから、都民が求める墓参環境としてふさわしい管理水準を新たに設定する必要がある。

また、今後、都立霊園においては、特に、多くの遺骨を合祀する合葬式墓地の供給を中心としていくことが適していることから、合葬式墓地は、都民に広く受け入れられるような墓所として、高い管理水準が求められる。このため、合葬式墓地についても、この施設にふさわしい管理水準を新たに設定する必要がある。

新たな管理水準の設定により、都立霊園の維持管理に要するコストの増加については、墓所の利用者に対し受益者負担の観点から、適正な管理料の負担を求めるべきである。

おわりに

今回の答申のとりまとめに当たり、パブリックコメントを募集したところ、都民の方から 101 件のご意見が寄せられた。その内容をみると、墓所を求める都民の切実な思いが伝わってくる内容となっている。また、合葬式墓地等の安定的な供給、樹林墓地、樹木墓地、小区画修景墓地、無縁墓所整理の促進、合葬式墓地での柔軟な募集枠の設定に賛同する意見も多く見られた。

これら多くの都民の要望にできる限り応えられるよう、都は、本答申の具体化にむけて事業を鋭意推進するとともに、管理運営面の改善等を進めるよう強く期待する。

都民の墓地に対する需要は、今後も変化していくものと予想される。需要の変化に的確に対応し、魅力ある墓所の供給に向けて、不断の努力と検討を行うよう望むとともに、都の霊園行政が先導的な役割を果たすことを期待したい。

用語解説

(p 1)

1 墓所

霊園内で、個人に墓として使用することを許可する部分。園路等の共有部分以外。

2 「都政モニター調査」

都内に居住する人を対象に、インターネットの特性を用い、都政の緊急課題等に関する意見・要望を迅速に把握するためにアンケート等を実施。モニターは、毎年度公募により性別、年代、地域などを考慮して、500人を選任。

(p 2)

3 承継

承継とは、都立霊園の使用許可を受けた者が死亡した場合などに、かわってその墓の祭祀主宰者が、定められた手続きをとり、引き続き、霊園を使用する許可を受ける行為のことをいう。

(p 3)

4 「都市型墓地に関する意識調査」

発表 : 平成7年7月 調査 : 平成7年3月

調査目的 : 東京都霊園管理問題等検討委員会での検討の基礎資料とするため、都市型墓地についての需要と具体的要望に関する都民等の意識を把握する。

調査対象 : 消費生活モニター 693人
都立霊園応募者 456人
都立霊園使用者 351人 合計 1,500人

調査方法 : 郵送によるアンケート

回収率 : 平均 75.3% (回収 1,129 / 標本 1,500)

5 一般墓地

最も一般的な平面墓地の形式であり、区画割りした更地を貸し付けるもので設備等は設置していない。使用者には区画を明確にするため囲障の設置を義務づけている。東京都霊園条例(以下「条例」という。)では「一般埋蔵施設」と規定している。

6 集合墓地

長期収蔵施設、合葬式墓地、立体式墓地のように墓地の立体化、集約化を図り、集合化した形態の墓所の総称。

7 平面墓地

一般墓地、芝生墓地、壁型墓地のように個別のカロートと墓碑を一区画ごとに備えた平面的な墓所の総称。

(p 4)

8 カロート

カロートとは骨壺を納める納骨棺。地下カロートと地上カロートがある。地下カロートは、墓石の地下にコンクリートで箱形の室を作ったもので、みかげ石などでつくられることもある。地上カロートは地上面の基壇の中、下台石の中をくりぬいてつくったものである。

(p 7)

9 芝生墓地

一面芝生を敷き詰めた平坦地に、等間隔に埋蔵施設を配置したもので、カロートは設置しているが囲障等は設置できない。1区画の大きさ(3㎡、4㎡、6㎡)は統一している。条例では「芝生埋蔵施設」と規定している。

10 壁型墓地

自然石で造られた墓碑を壁面状に8から10基連続的に配置したものでカロートは設置している。使用者はあらかじめ設置された墓碑に家名を掲示することができる。条例では「壁型埋蔵施設」と規定している。

11 長期収蔵施設

長期間収蔵することを目的としたもので、使用期間は30年で更新が可能である。この施設は、墓地の立体化、集約化を図るために多磨霊園みたま堂内に設置したもので、間接参拝方式を採用している。

12 合葬式墓地

一つのお墓に多くの遺骨を一緒に埋蔵するもので、遺骨の無い方の応募も認めている。20年間骨壺で安置後に共同埋蔵する方式と納骨時に共同埋蔵する方式とがある。条例では「合葬埋蔵施設」と規定している。

13 立体式墓地

遺骨と向かい合って焼香できるなど一般埋蔵施設と合葬埋蔵施設のメリットを併せ持つ新しい形態の施設で、霊園再生事業の墓所移転先としても活用している。条例では「立体埋蔵施設」と規定している。

(p 1 0)

1 4 無縁墓所(無縁塚)

葬られた死者を弔うべき縁故者がいなくなった無縁墳墓の改葬先として、霊園内に設けられた合葬式の墓所をいう。

(p 1 6)

1 5 区部霊園

23 区内にある青山、谷中、雑司ヶ谷、染井の 4 つの都立霊園。明治 6 年(1873)の太政官布達により、市街地における墓地の新設、拡張が衛生上の理由から禁止されたが、市民の墓地に対する需要は高く、翌 7 年 6 月には青山など 9 ヶ所(この時は青山の立山地区が区別されていたため実質 8 ヶ所)が今でいう公営墓地として指定され、同年 9 月、青山、谷中、雑司ヶ谷、染井及び亀戸(後に廃止)の供用が開始された。

1 6 郊外霊園

多摩部にある八王子、多磨、小平及び千葉県松戸市にある八柱の 4 つの都立霊園。

(p 2 2)

1 7 納骨堂

故人の焼骨を収蔵する施設を備えた建築物で、多数の個人又は家族が共同して使用するものである。

名簿

東京都公園審議会委員名簿

区分	氏名	所 属
会長	田邊 昇學	元(社)日本公園緑地協会会長
副会長	山田 元一	(社)東京都造園緑化業協会副会長
委員	田中 邦熙	元国立木更津工業高等専門学校教授
委員	齋藤 勝	元(財)東京動物園協会理事長
委員	久連山 陽子	弁護士(H19.7.1 ~)
委員	池邊 このみ	(株)ニッセイ基礎研究所 上席主任研究員(H19.7.1 ~)
委員	須磨 佳津江	キャスター(H19.7.1 ~)
委員	中林 一樹	首都大学東京教授
委員	吉田 博宣	日本大学教授
委員	蓑茂 寿太郎	(社)日本造園学会会長
委員	淺地 正一	東京商工会議所副会頭・日本ビルサービス(株)特別顧問
委員	秋山 明	都民公募(H19.7.1 ~)
委員	中田 陽子	都民公募(H19.7.1 ~)
委員	谷村 孝彦	東京都議会議員(H19.10.5 ~)
委員	其田 真理	財務省関東財務局東京財務事務所長(H19.7.1 ~)
委員	小林 昭	国土交通省 都市・地域整備局公園緑地課長(H19.7.1 ~)
委員	高石 昌子	弁護士(~ H19.6.30)
委員	半田 真理子	(財)都市緑化技術開発機構都市緑化技術研究所長(~ H19.6.30)
委員	永井 多恵子	NHK副会長(~ H19.6.30)
委員	津村 昭人	都民公募(~ H19.6.30)
委員	小菅 由佳里	都民公募(~ H19.6.30)
委員	小磯 善彦	東京都議会議員(~ H19.6.30)
委員	平野 孝	財務省関東財務局東京財務事務所長(~ H19.6.30)
委員	小川 陽一	国土交通省 都市・地域整備局公園緑地課長(~ H19.6.30)

東京都公園審議会 専門部会委員名簿

区分	氏名	所 属
部会長	山田 元一	(社)東京都造園緑化業協会副会長
委員	半田 真理子	(財)都市緑化技術開発機構都市緑化技術研究所長
委員	藤井 正雄	大正大学名誉教授
委員	村上 恵一	(社)全日本墓園協会事務局長
委員	井上 治代	東洋大学准教授

審議日程

第1回	東京都公園審議会	平成19年	3月13日		
	第1回	専門部会	平成19年	7月	6日
	第2回	専門部会	平成19年	8月30日	
	第3回	専門部会	平成19年	11月	2日
第2回	東京都公園審議会	平成19年	11月29日		
	第4回	専門部会	平成20年	1月22日	
第3回	東京都公園審議会	平成20年	2月19日		

付属資料

「都立霊園における新たな墓所の供給と管理について」中間のまとめに対する都民意見
平成19年11月に「都立霊園における新たな墓所の供給と管理について」中間のまとめを発表した後、都民の皆様から101件のご意見をいただきました。ここでは、意見の概要を紹介します。

【「東京都内の墓所事情」について】

(調査について)

- ・ 基礎資料として繰り返し引用している「都政モニターアンケート」はインターネットに依存しているが、福祉保健局の「第58回被保護者一斉調査結果」では、年間3700名の方が経済的裏づけもなく亡くなっており、インターネット方式のアンケートでは、一層切迫する東京都の墓地需要を把握できない。(同様意見2件)
- ・ 世界各国大都市での公営墓地について調査が必要。さらに、現時点で比較して、都の対策が充分か検討する必要がある。

(墓所事情について)

- ・ 墓地に対する認識が甘い。墓地の需給の1万4千のギャップを新たな型式の墓地でカバーできるとは思わない。

【「都立霊園における墓所供給について」について】

(新霊園の整備について)

- ・ かつて計画のあった青梅の新霊園の整備の復活や、山間部に新規霊園の整備を望む。(同様意見2件)
- ・ 樹林型、樹木型散骨専用の10ha程度の緑地型墓地公園を東京湾埋立地に開設してはどうか。(同様意見2件)
- ・ 東京湾の埋立地に新規大規模霊園を建設し供給体制を整える。
- ・ 東京駅近くに大きな墓苑をつくってほしい。
- ・ 東京都で土地が用意できないのなら、他県に働きかけるべき。
- ・ 自然の残っている都立公園に合葬式墓地を作るべき。
- ・ ご近所の人、身内の墓参りに訪れた人がついでに手を合わせるような、共同墓地を望む。

(散骨について)

- ・ 都は宗教には関与しないという姿勢から一步踏み込み、率先して啓蒙し散骨へのシステムを作ってほしい。(同様意見3件)

- ・ 樹林墓地、樹木墓地の提言に際し、樹木葬をコラムとして解説しているが、自然葬に関しては、散骨を行ってきた団体や、既に遺骨を砕く機械を設置している火葬場もあり、それらについても注釈すべきである。

(既存霊園の供給方針について)

- ・ 墓所を整理し必要な人に早く使用させてください。(同様意見10件)
- ・ 墓所の供給数が増え、倍率が下がることをお願いします。(同様意見3件)
- ・ 芝生墓地は真ん中にもう一列墓地ができるし、園路のコーナー、道路付け、壁側も墓地が整備できる。(同様意見2件)
- ・ 壁墓地をたくさん作ってほしい。
- ・ 平面墓地の間隔に建てられた立体型小規模納骨施設は不釣り合いな景観であり、いかにも姑息な手段に見える。
- ・ 返還墓所は当初計画のとおり再貸付せず、巨樹が茂る緑地として価値を高めるよう整備推進すべき。

(その他)

- ・ 民間の霊園が墓地を合葬式の公園緑地にした場合に、都から助成金を出す制度が必要。
- ・ 区の墓地を整備してほしい。
- ・ 国や地方自治体が主体となって管理してほしい。
- ・ 都または区で共同霊塔をつくり自由に入れるようにしてほしい。
- ・ 現在の需給のギャップをうめるためには、墓地の経営主体の規制を緩和して、民間企業にも開放すべきである。
- ・ 既存霊園を23区に住民数比で割り当て、そこに区と都と合同で3階建て以上の納骨堂タイプの墓地を供給する。その際の費用不足は「霊園都債」で賄う。そうすれば潤沢な供給が可能。
- ・ 葬儀場で手を合わせたら、遺骨は引き取らなくてもよい、ということができないか。
- ・ 東京都の生活保護者数は19万人、年収200万円以下の世帯は193万人いる。困窮世帯の人たちは「死」に伴う経費が大問題です。

【「今後の墓所供給にあたっての具体的取り組み」について】

(合葬式墓地について)

- ・ 合葬式墓地の安定的供給に力を入れられることを望む。(同様意見31件)

(小区画修景墓地について)

- ・ 修景を統一した「小区画修景墓地」は大変結構と思います。大賛成です。(同様意

見10件)

- ・ 小区画修景墓地の管理には、墓地の存在する地域の老人を含めたボランティアに依頼すれば経費が抑えられる。
- ・ 駐車場スペースを有した幅員の大きな園路整備を望む。

(樹林墓地、樹木墓地について)

- ・ 樹林墓地、樹木墓地は早期に実現されることを望む。(同様意見20件)
- ・ 樹木、樹林葬を行う際は、遺骨は砕き水溶性のビニールに入れる、埋葬深さは3段階にしておけば3倍の埋蔵が可能であり、管理も座標で行いお別れの際の祭祀を行えばよい。さらには、植栽樹種やその管理の配慮も必要である。
- ・ 新たな霊園をつくる際に、周辺の一般墓所の目隠しとして、低木植栽が必要。
- ・ 樹林墓地、樹木墓地は都民と一緒に新しいお墓の形を造り上げて行くことを提案します。
- ・ 樹林、樹木墓地は耐用年数が無期限の設定なので費用算定の際、配慮すべき。
- ・ 新しく作る墓地の管理料設定は、低額で設定できるように原価計算方式を決めてもらいたい。

【「都立霊園における今後の墓所管理」について】

(無縁墓所の整理について)

- ・ 無縁墓所の整理の促進は、とてもよい案だと思う。(同様意見7件)
- ・ 墓所の使用を許可する際に、5年間なり期限を決めて、その間管理料を納めなければ即無縁として改葬する契約にしておけば、より適正に多くの人が使えらる。(同様意見2件)

(合葬式墓所での募集枠について)

- ・ 合葬式墓地において柔軟な募集枠の設定を行うことは、核家族化の進展や人々の生き方や暮らし方の変化から見て当然のことであると思う。(同様意見9件)
- ・ 遺骨を抱えている人を優先し、生前の申込みの人は後回しにしてほしい。

(都立霊園の維持管理と管理料について)

- ・ 小区画修景墓所について、管理料も高く設定し管理に伴う費用はすべてこの費用で賄えるようにすべきである。墓所使用者に維持管理費の増加分を求めることは、受益者負担の立場からも、妥当である。(同様意見7件)
- ・ 転勤等で諸外国に勤務し在日しない方は、転勤前に事務所に届出をし、管理料の前払をする等の取り決めが有効である。
- ・ 枯れた花や草花を捨てた所の回収を多くしてほしい。

(その他)

- ・ 長年の近隣在住の人の優先、あるいは区画面積をもっと少なくして多くの人々へ当選の可能性を考えてほしい。都内に永住し納税義務を果たしている者で、一定期間集合墓地に応募しながら、確保できていない一定年齢以上の高齢申込者についての優先枠の設定を検討してほしい。(同様意見14件)
- ・ 現在の骨壺は大きすぎるので、小さくしてはどうか。(同様意見2件)
- ・ 一墓地一カロートの制限は、合理性を欠き、撤廃を検討してほしい。(同様意見2件)
- ・ 一般墓所のカロートには、一族多くの人が入れるようにし、また、承継を認めるようにすれば、墓地不足解消につながる。
- ・ 雑司ヶ谷霊園の短期収蔵施設は4体しか入らないので、お骨を一緒にして、もう少し多く納められるようにしてほしい。
- ・ 改葬による応募は、青山霊園、谷中霊園に限らずどこでも申し込めるようにしてほしい。
- ・ 都立霊園使用者の八柱霊園以外の申込みも可能にしてほしい。
- ・ 住民税から逆算していく形で、金銭的なモデルプランの提案ができないか。
- ・ 永代使用料も民間並みになっているので、年間使用料を減額してほしい。
- ・ 合葬式墓地と個人的墓地は、並行的に需要が存在するだろうが、個人的墓地は当然ながら負担を多くせざるを得ない。
- ・ 現在の六親等まで、宗教別などの許可範囲でよいから、別に同じ墓所に墓石を建てる人には、その都度借地料を取るようにする。
- ・ 墓地のレンタル制(墓を地方に移したい場合、今までの場所辺りをほしい人に永代使用料と同額程度の権利料を出してもらって譲渡する)にしてはどうか。
- ・ 墓地の権利者の権限で埋葬者の移動を自由に行えるようなシステムを提言する。
- ・ 八柱霊園を使用しているが、墓所の移動基準を改善してほしい。
- ・ 無縁ではないが、明け渡してもよい、面積を縮小したい(一部を返還したい)というケースに対して、積極的な受入れをしてほしい。
- ・ 小平霊園に父母の墓を持っているが、母の実家の墓地が多磨霊園にあるので、そちらに骨壺を一緒に入れて、小平の墓地を都に返上したい。
- ・ 多磨霊園を使用しているが、共同墓地に移してほしい。
- ・ 永代供養合葬墓について、区、都、公営の葬儀全般をもっと広報誌等で紹介してほしい。
- ・ 青山墓地において、せっかくある緑をこれ以上切らないでほしい。